

令和4年11月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年11月8日(火) 午後2時30分～午後3時10分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 14名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	山本 官	16	岡崎 誠
2	桑原 宏文	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
5	加用 雅啓	11	岡村 猛	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
8	遠地 美千代	14	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦
2	武井 健治	4	岡本 尚子	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	6	安藤 久徳	15	正木 卓夫
4	井上 靖好	12	伊勢脇 精藏		

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	宮地 秀之	7	宮地 浩		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1件)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(9件)
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1件)

報告事項

その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和4年11月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号15番 正木 卓夫 委員の5名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中14名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮地 秀之 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。
以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号7番 谷崎 容子 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、有岡字船倉 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴34年の54歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間210日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのこと。申請地は自宅から6分ほどの距離となっております。耕作面積は50アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は耕作している農地と休耕状態の農地がありますが、取得後は耕作している農地については水稻を耕作、休耕状態の農地については柿やミカン等を植え果樹園にしていくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

続きまして番号2。土地の表示は、竹島字小橋 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲渡人は高齢で農作業を行うことが困難になったため売買するものです。譲受人は、農作業歴21年の51歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間230日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバインを所有しているともことです。申請地は自宅から約3キロメートルの距離となっております。耕作面積は43アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

申請地では現在、ハウスによるマンゴー栽培が行われており、取得後も引き続き、譲受人が耕作し農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

続きまして、番号3。土地の表示は、間字中島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴32年の72歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間280日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約4キロメートルの距離となっております。耕作面積は336アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地では現在水稲の耕作をしていますが、取得後も譲受人が水稲の耕作を続け、農地として使用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、3件について農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、東中筋・中筋担当の清水です。1番と3番を説明します。10月26日、譲受人に会い聞き取り調査をしました。申請地は有岡ですが、草と雑木が生えていましたが、譲受人が除草・伐採をして耕作できる状態にするということでした。その他の田んぼはきれいに耕作のできる状態でした。譲受人は認定農業者で効率的に利用して耕作すると思われます。農業上の利用については、悪影響はありません。3番も同じく譲受人に会い聞き取り調査をしました。申請地ですが、既に譲受人がだいぶ前から耕作している土地です。申請者は認定農業者でもあり、効率的に耕作すると思われます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

中筋・東中筋担当の4区の岡本です。清水委員の説明にもありましたように、1番の方も3番の方も、既に耕作もされておりますし、草が植わっている所も除草剤をかけられて、これから植えられるように準備出来ておりますので、よろしいと思ひます。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

19番、下田地区担当畠中です。事務局からの説明の通り、長いことマンゴーを栽培しております。何ら問題になるところはありません。以上です。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

議席番号 16 番、中村地区担当の岡崎です。現地の竹島に 10 月 25 日の午前 10 時頃見に行きましたところ、ビニールハウスが何棟かありまして、その中にマンゴーの木を大きな鉢を植えてありました。それから、その日の夕方の 5 時頃自宅の方に行きまして話を聞いたところ、以前から譲渡人から借りていた土地の上にビニールハウスでマンゴーを栽培していたが、今回買い取りという話があり売買ということになった。これからも引き続きハウス栽培でマンゴーを作っていくということでした。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

3 区の宮崎です。11 月 2 日にハウスを見に行きましたが、特に問題ないと思いました。以上です

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 1 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は 3～5 ページになり

ます。

番号1。土地の表示は、国見字ウトノロ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。10月28日、事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、道路拡幅及び私道・資材置場の設置をするために宅地とするものです。場所については、国見駅より北西に1.5kmほどに位置する農地で、西側は雑種地および河川、東側は農地及び譲渡人所有の農地、南側は河川、北側は譲渡人所有の農地と農地に接しています。隣地農地関係者との調整については一部所有者の連絡先が不明のため、被害防除計画書が提出されています。汚水・雑排水は発生せず、雨水については自然浸透しますので、周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請地は、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということでありま

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員 (中筋・東中筋地区担当)

14番、中筋・東中筋担当の清水です。事務局から説明がありましたとおり、10月28日、事務局、会長、岡本推進委員と現地を確認しました。見たところ、これは大分前にも申請書が出ておりました所で、大体70パーセントくらい太陽光が完成しており、私設の道路、材料置場として使うという申請です。汚水・雑排水などは発生せず、雨水については自然浸透しますので周辺農地への影響はないものと思われま

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)

10月28日に事務局と清水委員と現地に行きました。説明の通りで間違いないと思いま

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6～8ページになります。

番号1。土地の表示は蕨岡字南イヅガ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月28日に会長と事務局で現地に向かい、蕨岡地区担当の谷崎委員と東推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット3、4ページをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に雑種地となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして、番号2。土地の表示は森沢字クマガ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月28日に会長と事務局で現地に向かい、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット5～7ページをご覧ください。現地は住宅と物置が建っており、その敷地の一部には文旦等の果樹が植わっている状況であります。その面積は小規模なものであり、農地法にいう農地には該当せず、いわゆる家庭菜園と判断してよいものと思われま

す。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして、番号3。土地の表示は渡川二丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月28日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット8、9ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に原野となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作されてから10年以上経過しており、農地行

政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号4から6ですが、関連がありますのでまとめて説明いたします。土地の表示は磯ノ川字大谷口 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月28日に会長と事務局で現地に向かい、中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット10～12ページをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に原野となっており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号7。土地の表示は具同字古川、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月28日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット13、14ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。申請地は平成19年に農地法第5条の規定による許可を受けていますが、その際に登記地目の変更をしておらず、今回の非農地証明申請により登記地目を変更するものです。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19年時点の航空写真では雑種地となっており、平成22年には申請地上に大型量販店が建築されていることが確認できました。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号8。土地の表示は具同字奥内澤、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月28日に会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット15、16ページをご覧ください。現在は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に山林となっており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号9。土地の表示は国見字コウスワ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。10月28日に会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と岡本推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット17、18ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では山林となっており、現在に至っております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です

#### ◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

議席番号7番、蕨岡地区担当の谷崎です。10月28日、依頼人と会長、事務局、東推進委員と現地確認を行いました。当該地は平成10年頃にかけて残土を埋め上げ雑種地となり、現在に至っております。農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

1区の蕨岡・富山担当の東です。10月28日に事務局、会長、谷崎委員と申請者の立会いで現地を確認しましたが、残土で埋めた後そのままになっているということで、墓地か何かに運用するということですので、何の問題もないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。2番を発表します。10月28日、会長、事務局と現地調査を行いました。事務局から説明がありましたが、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われまます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の岡本です。後日、清水委員に連れて行ってもらいまして、清水委員が説明した通りで間違いありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、3番の関係委員の正木委員および宮地推進委員は本日欠席ですが、正木委員からは「申請地は隣接する住宅等の迷惑にならないよう草刈りなど管理はしていたものの、地盤が固く、農地への復旧が困難であることを確認した」旨の意見をいただき、宮地推進委員からは「適当である」旨の意見をいただいております。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「4番・5番・6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、中筋・東中筋担当の清水です。4 番・5 番・6 番を意見させていただきます。10 月 28 日、会長、事務局、岡本推進委員、申請代理人と現地確認をしました。申請地は国道と旧国道の間にある土地で沈んだ土地でした。排水の便も悪いような土地です。昭和 57 年頃、原野になり 15 年以上経過しており農地への復元は困難な土地と判断しました。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4 区の岡本です。事務局、清水委員と現地に行きましたが、竹などたくさん生えていて 10 年以上もその状態ですので、耕作できるような状態でないので無理だと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、7 番・8 番の関係委員の正木委員および宮地推進委員は本日欠席ですが、正木委員からは「7 番については、申請地には大型量販店が建築され、人為的に転用されてから 15 年以上経過しているため、農地への復旧は困難であることを確認した。8 番については、申請地は山林化しており、農地への復旧が困難な土地である」旨の意見をいただき、宮地推進委員からは「7 番・8 番ともに適当である」旨の意見をいただいております。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「9 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、中筋・東中筋担当の清水です。9 番ですが、10 月 28 日、会長、事務局、岡本推進委員と現地確認をしました。当該地は山中にあり、昭和 57 年頃より耕作されておらず山林化し現在に至るということで、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

10 月 28 日に事務局、清水委員と一緒に現地に行きました。写真にもありますように、農地へ復元することは無理だと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございます。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は9ページ、農用地利用集積計画書（案）は10ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は愛媛県愛南町内において、柑橘類の果樹栽培をしている法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの19ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和4年11月8日から令和9年12月31日までの約5年2ヶ月となっています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

議席番号19番、下田地区担当畠中です。3日に電話での確認になりましたが、借受人は竹島でも大方の方でも広範囲で柑橘を栽培しているところです。鍋島の畑については国営農地、竹島でも国営農地で、造成当時から果樹栽培をやっております。少し心配なのは、もう既に植栽できるように整地もしておりますが、大規模に燐炭を焼くように相当な量を堆積しておりますので、火災の面が心配です。用水の配管はかなり圧のかかる水源はあ

りますが、私が国営関係の理事をしているので、その会の中で少し心配な旨を話しております。借受人には厳重に注意してほしいとお願いしています。レモンを栽培するということですが、注目して私も関心を持って見ているところです。説明のとおり何ら問題はありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

11月4日に現地を見に行きました。堆肥などもたくさん置いていて、重機も入れていましたので、果樹栽培をやるのではないかと思います。特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農地利用集積計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 11 月 8 日

議長 福留宣彦

署名委員 加用雅啓

署名委員 谷崎容子